

議案第125号

つくば市産業用地整備支援事業に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市産業用地整備支援事業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、産業用地整備支援事業に関し必要な事項を定めることにより、産業の集積を図り、もって本市の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「産業用地整備支援事業」とは、産業用地の整備を行った事業者の負担を軽減するため、当該事業者の公共施設等の設置に要した費用について公共施設等整備負担金（以下「負担金」という。）を交付する事業をいう。

2 この条例において「産業用地」とは、事務所、研究所、工場、データセンターその他これらに類するものの用に供する一団の土地をいう。

3 この条例において「開発事業」とは、市内において、開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）により産業用地の整備を行う事業をいう。

4 この条例において「公共施設等」とは、開発事業に伴い設置される次に掲げる

施設であって、開発行為に関する工事の完了に伴い市の管理に属するもの及びその用に供する土地が市に帰属するものをいう。

- (1) 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第5条第1項第6号の要件を備える配水施設
(負担金交付対象事業)

第3条 負担金の交付の対象となる事業（以下「負担金交付対象事業」という。）

は、開発事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 第6条第1項の規定による負担金交付対象事業の募集（同項を除き、以下「募集」という。）の都度市長が定める地域内における開発事業であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、募集の都度市長が定める要件
(負担金交付対象事業者)

第4条 負担金の交付の対象となる者は、負担金交付対象事業を行う民間事業者（以下「開発事業者」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業その他負担金の交付の対象として社会通念上適当でないと市長が認める事業を営む者でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、募集の都度市長が定める要件
(負担金交付対象経費等)

第5条 負担金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 公共施設等の設置に要した工事費（当該工事の支障となる物件の移転除去工事費を除く。）
- (2) 公共施設等の用に供する土地の購入費

2 負担金の額は、前項に規定する費用の全額とする。ただし、募集の都度市長が

定める額を限度とする。

(募集等)

第6条 市長は、産業用地整備支援事業の実施に当たっては、開発事業者の募集をするものとする。

2 負担金交付対象事業を行おうとする事業者は、募集に応じ、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、つくば市産業用地整備支援事業審査会に諮問の上、負担金交付対象事業を行う事業者を決定するものとする。

4 前項の規定による決定を受けた事業者は、規則で定めるところにより、負担金交付対象事業の計画について市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた計画を変更し、又は廃止する場合も、同様とする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により前条第3項の規定による決定又は同条第4項の承認を受けたとき。

(2) 前条第4項の承認を受けた計画と異なる事業を行ったとき。

(3) 第3条各号又は第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

産業用地の整備を行った事業者に対し、道路、公園、下水道等の公共施設等の設置に要した費用について負担金を交付するため、この条例案を提出するものである。

議案第 125 号

つくば市産業用地整備支援事業に関する条例についての説明資料

つくば市経済部立地推進課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

市では、産業用地が不足し、その確保が喫緊の課題となっていることから、産業用地の整備を行った事業者に対し、道路、公園、下水道等の公共施設等の設置に要した費用について負担金を交付し、産業用地を早期に創出するため、条例の制定を行う。

○ 他自治体の状況等

千葉市、大分市等において、同様の規程を定めている。

○ 上位計画又は関連計画等

つくば市戦略プラン、つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画、第2期茨城県圏央道沿線地域基本計画

○ 根拠法令及び関係法令等

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

事業者の負担を軽減する負担金を交付することで、民間事業者による産業用地創出への参入を促進し、産業用地が早期に整備され、市への増加する企業立地ニーズに対応することができる。また、産業用地を創出することにより、産業の集積が図られ業種間の連携やサプライチェーンの効率化が図られるとともに、良質な雇用が創出され、もって本市の経済の活性化に資する。